

# 相続開始後のタイムスケジュール

平成27年1月1日に税制改正されました。  
今回は、相続が発生した場合の大まかな流れをご案内します。

## 被相続人の死亡

- ・ 通夜、葬儀

「死亡届」 → 市区町村長

7日以内

- ・ 相続財産の概算把握

## 相続の放棄・限定承認

「放棄/限定承認の申述」 → 家庭裁判所

3ヶ月以内

## 準確定申告(所得税・消費税の納付)

「所得税/消費税確定申告書」 → 税務署  
「青色申告承認申請」 → 税務署

4ヶ月以内

- ・ 遺産・債務の確定・評価
- ・ 遺産分割協議

「遺産分割協議書」の作成

## 登記手続

相続登記には「遺産分割協議書」が必要  
(不動産) → 法務局  
(預金) → 銀行(名義書換)

## 相続税の申告・納付

「相続税の申告書」 → 税務署

10ヶ月以内

## (遺留分減殺請求)

「遺留分の減殺請求」 → 他の相続人など

1年以内

## (未分割財産の分割)

- ・ 「配偶者の税額軽減の特例」「小規模宅地等の課税価格の特例」  
… 財産未分割のときに「更正の請求」可能 → 税務署

3年以内

※ 相続関係は提出書類が多く、それぞれ上記のように提出期限が違います。  
相続税の納税額が0円でも申告が必要な場合があります。  
お気軽にご相談ください。

あなたレター

ナンちゃん先生の

2015年 2月版



# ゲンキdeバリバリ 笑顔でニッコリ通信



●平成26年の確定申告が始まります。昨年の1月1日から12月31日までの所得を計算して、今年の3月16日までに申告します。今からお客様の**確定申告**の準備をさせていただきます。節税と今後の収支予測を検討させていただきます。

●昨年の4月より消費税率が5%から8%となり負担増となりました。今回の確定申告から消費税課税事業者の方の負担が実際に現金支出として増加します。平成29年4月より消費税率が10%に増税される予定です。

●この厳しい経済環境を皆様と共に乗り越えていきましょう。確定申告を通じて**目標、努力、達成**のパターンを所得計算の中でやっていきましょう。よろしくお願います。

確定申告時期到来!

## 2015年2月の主な予定

### ◆ 2月 ◆

- ・ **固定資産税** 第4期分の納付
- ・ 平成26年分**所得税**の還付申告受付中 (1/1 ~ 3/16)
- ・ 平成26年分**所得税**の確定申告受付開始 (2/16 ~ 3/16)
- ・ 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告

### ◆ 2月10日 ◆

- ・ 10日: 源泉所得税の納期限(毎月納付)  
特別徴収住民税の納付

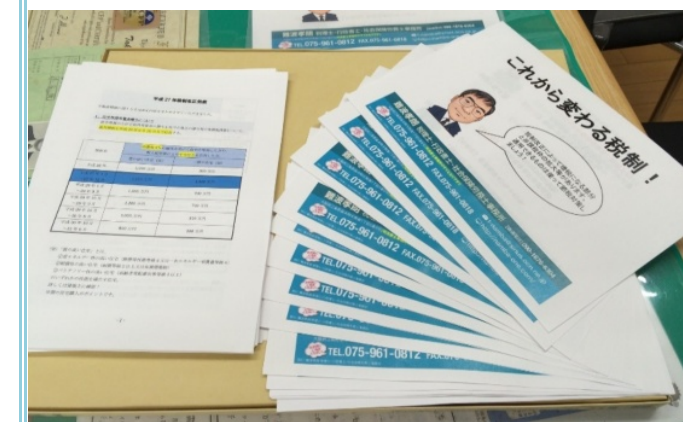
### ◆ 随時 ◆

- ・ 雇用保険の資格取得又は資格喪失
- ・ 社会保険の資格取得又は資格喪失

## ● 相続開始後の タイムスケジュール

## ● 確定申告スピードチェック

平成27年度税制改正のパンフレットをお配りしています!



《2月の花》

花名: シネラリア

花言葉: いつも元気、陽気、  
活力にあふれる

## 確定申告スピードチェック！

### 2ヶ所以上からの給料

数ヶ所の会社でパート・アルバイトをされている場合、お手元に源泉徴収票が何枚かありませんか？

原則として2ヶ所以上の会社からお給料をもらっている場合は、**確定申告が必要**になります。

また、計算上所得税がかからなくても、**住民税**がかかるため、**申告が必要**になる場合があります！

### 医療費控除

☆ 10万円以下でも  
控除できる場合があります！

#### 医療費控除額

- \* 所得金額の5%
- \* 10万円（所得金額200万円以上）

いずれか少ない金額を超えた金額！

・予防接種費用や、人間ドック費用（治療につながった場合は可）は控除不可です。

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

編集後記

## マンガ第6弾完成！



難波事務所のマンガもついに、第6弾まで完成しました。第7弾につきましては、ただいま作成中でございます。

- 第1弾: 相続対策編
- 第2弾: 住宅購入編
- 第3弾: 難波事務所紹介編
- 第4弾: 生命保険活用編
- 第5弾: 法人設立編
- 第6弾: 不動産活用編
- 第7弾: 遺言書作成編(予定)

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所  
住所：大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号  
電話：075-961-0812  
FAX：075-961-0818  
E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp  
WEB：http://namba-one.com/

難波孝朗税理士・行政書士・社会保険労務士事務所



# 確定申告 業務中

当事務所、ただいま確定申告業務中につき、来月号の「お知らせ」は発刊が遅れる見込みです。体調をくずしやすい季節です。皆様におかれましても、風邪などひかれぬよう、くれぐれもご自愛くださいませ。

